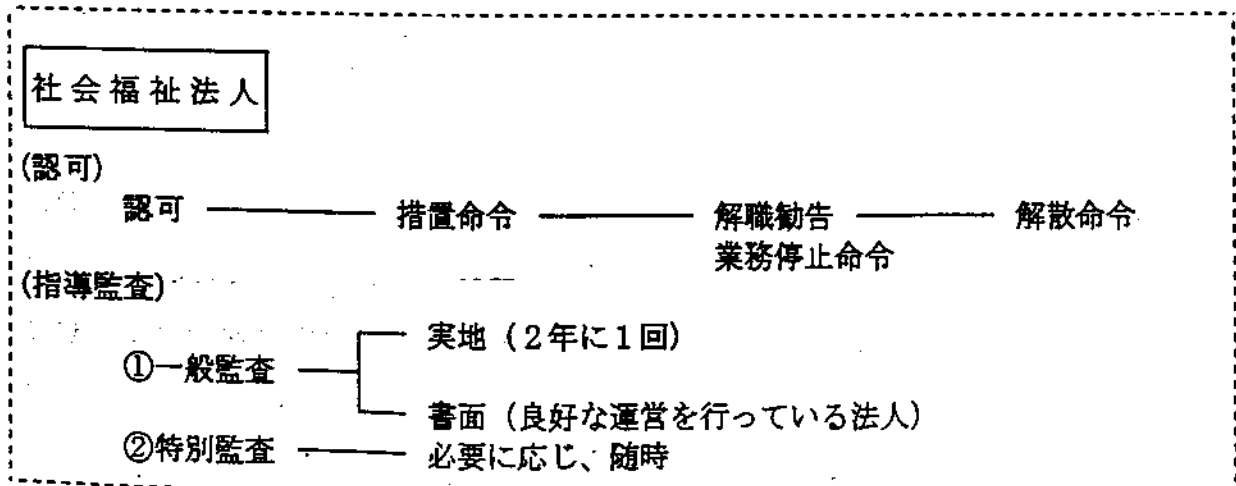
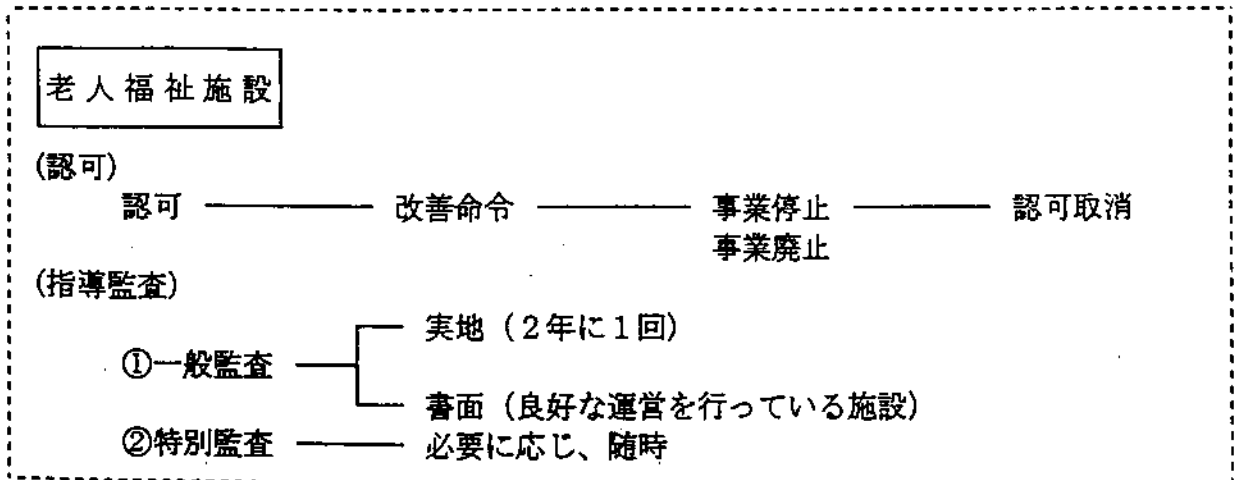
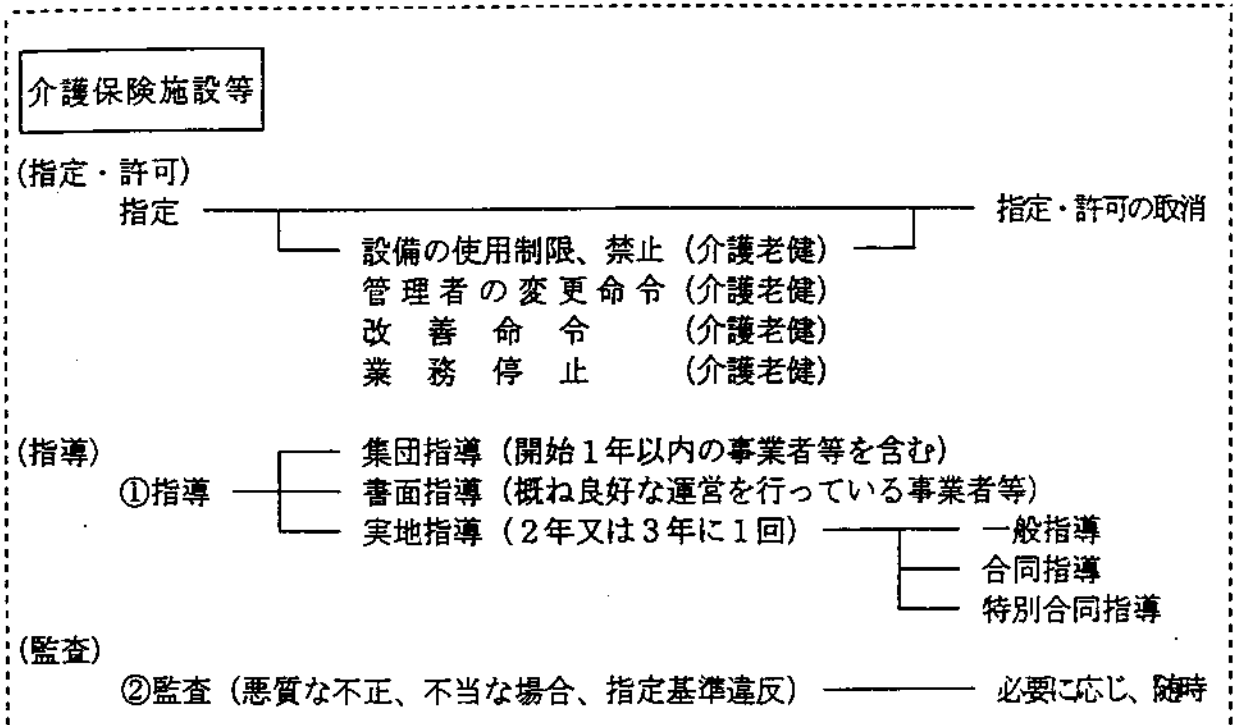


許・認可、指導監査等の例示



指定介護サービス事業者等に対する指導及び監査における経済上の措置（介護給付費の返還）フロー（標準例）

1 指導による指摘に伴う自主返還措置

- (1) 都道府県は、指定介護サービス事業者等（以下「事業者等」という。）に対する個別指導において介護給付等対象サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求に関し不当な事実を確認した時は、当該事業者等に対し、指摘を受けた事項にかかる自主点検の指示を行う。この場合、指摘を受けた事項について全要介護者等分の介護給付費明細書等関係書類を対象に、原則として指導月前1年について自主点検させ、その結果を都道府県に報告させるものとし、返還すべき内容が確認されたときは、自主返還の指示を行う。
- (2) 都道府県は、該当する保険者に対し、当該事業者等の名称、返還金額等必要な事項を通知する。
- (3) 当該保険者は、上記都道府県の通知に基づき、当該事業者等に対し、国保連合会に返還すべき保険給付費の自主返還を指導する。
- (4) 当該事業者等は、国保連合会に介護給付費の不当請求について自主返還する旨連絡し、介護給付費から返還金額を控除するなど適切な方法により返還を行う。併せて、要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合は、要介護者等に過払い分を返還する。
- (5) 当該事業者等は、不当請求分にかかる自主返還が完了したときは、都道府県及び当該保険者に、返還の内容及び返還金額等について報告する。

なお、一定期間を経過しても返還が行われない事業者については、都道府県は速やかに監査を実施する。

2 監査による指摘に伴う返還措置

- (1) 都道府県は、監査の結果、介護給付等対象サービスの内容又は介護給付費の算定及び請求に関し不正又は不当な事項が認められ、これにかかる返還金が生じた場合には、当該不正又は不当事項にかかる全要介護者等分の介護給付費明細書等

関係書類を対象に、原則として過去5年間について返還金を確定し、返還の指示を行う。

- (2) 都道府県は、返還金額が確定したときは、当該事業者等に対し「返還同意書」等必要な書類を提出させる。
- (3) 都道府県は、該当する保険者に対し、当該事業者等の名称、返還金額等必要な事項を通知する。
- (4) 当該保険者は、国保連合会に対して当該事業者等に支払うべき介護給付費から返還金額を控除させるよう依頼する。

これにより難いときは、国保連合会から当該保険者に連絡するものとし、当該保険者は返還金額を当該事業者等から直接当該保険者に返還させるよう措置する。

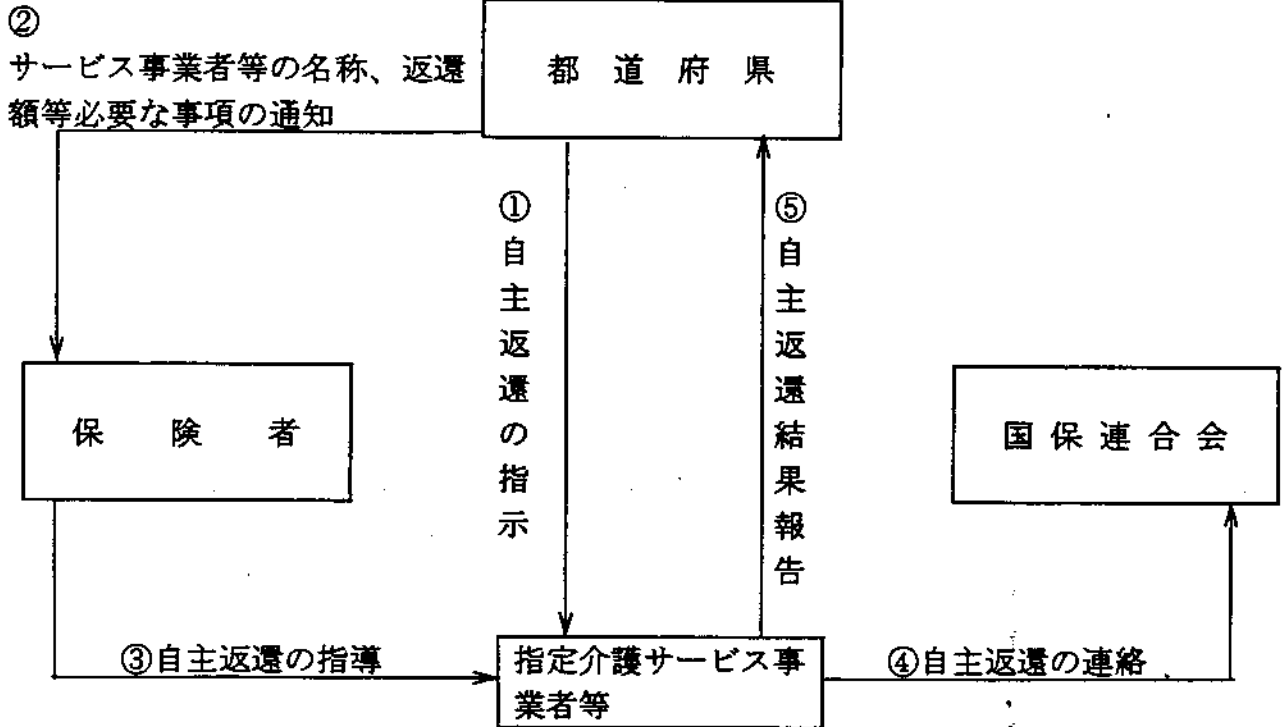
この場合は、当該保険者から当該指定介護サービス事業者等に「納付書」を交付する。

- (5) 当該保険者は、返還の対象となった介護後給付費にかかる要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、当該指定介護サービス事業者等に対して、当該自己負担額を要介護者等に返還するよう指導する。

また、^{（おまかせ払い）}当該保険者に対しては、当該要介護者等あてにその旨通知するよう指導する。

介護保険における経済上の措置フロー（標準例）

(指導)



(監査)

